

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社南山開発	－	沖縄県那覇市小緑1丁目12番29号	R8.7.17　～　R8.11.16　4ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第13号（建設業法違反）	当該事業者は、令和4年度から令和6年度の経営事項審査の申請に際し、実態と異なる内容を記載した工事経歴書及び技術職員名簿を提出していたことが、確認された。また、その結果をもって、沖縄県に対し、入札参加資格の申請を行った。このことが建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和8年3月24日に沖縄県知事より30日間の営業停止処分を受けた。
安藤建設工業株式会社	－	宮城県富谷市志戸田北田子沢107	R8.8.13　～　R8.11.12　3ヵ月	指名停止等措置要領別表第2第4号イ（贈賄）	当該事業者の代表取締役（当時）は、代表取締役在任中に、当該事業者が所有する不動産の利活用を巡り、宮城県富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和8年6月10日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。